

日消装発第29-45号

平成30年2月20日

会員 各位

一般社団法人 日本消火装置工業会

第三部会部会長 田郷太三



ガス系消火設備の評価取得に関する手順及び期間について

ガス系消火設備の評価申請については、(一財)日本消防設備安全センターから評価規程、運用細則、ガイドラインが発行されており、これに基づき申請者は評価申請を実施しております。

このたび、ガス系消火設備の評価取得に関する手順及び取得までの期間の明示を希望する意見が多いことから、各会員殿にて統一的に使用していただける資料として、添付【ガス系消火設備評価取得までに要する期間】を作成しましたので関係各位に連絡致します。

以 上

ガス系消火設備評価取得までに要する期間

本図は、現在までのガス系消火設備評価の実績に基づき、標準的な手順、期間を示したものです。
特に期間については目安であり、評価取得までの期間を確約するものではないことにご注意ください。

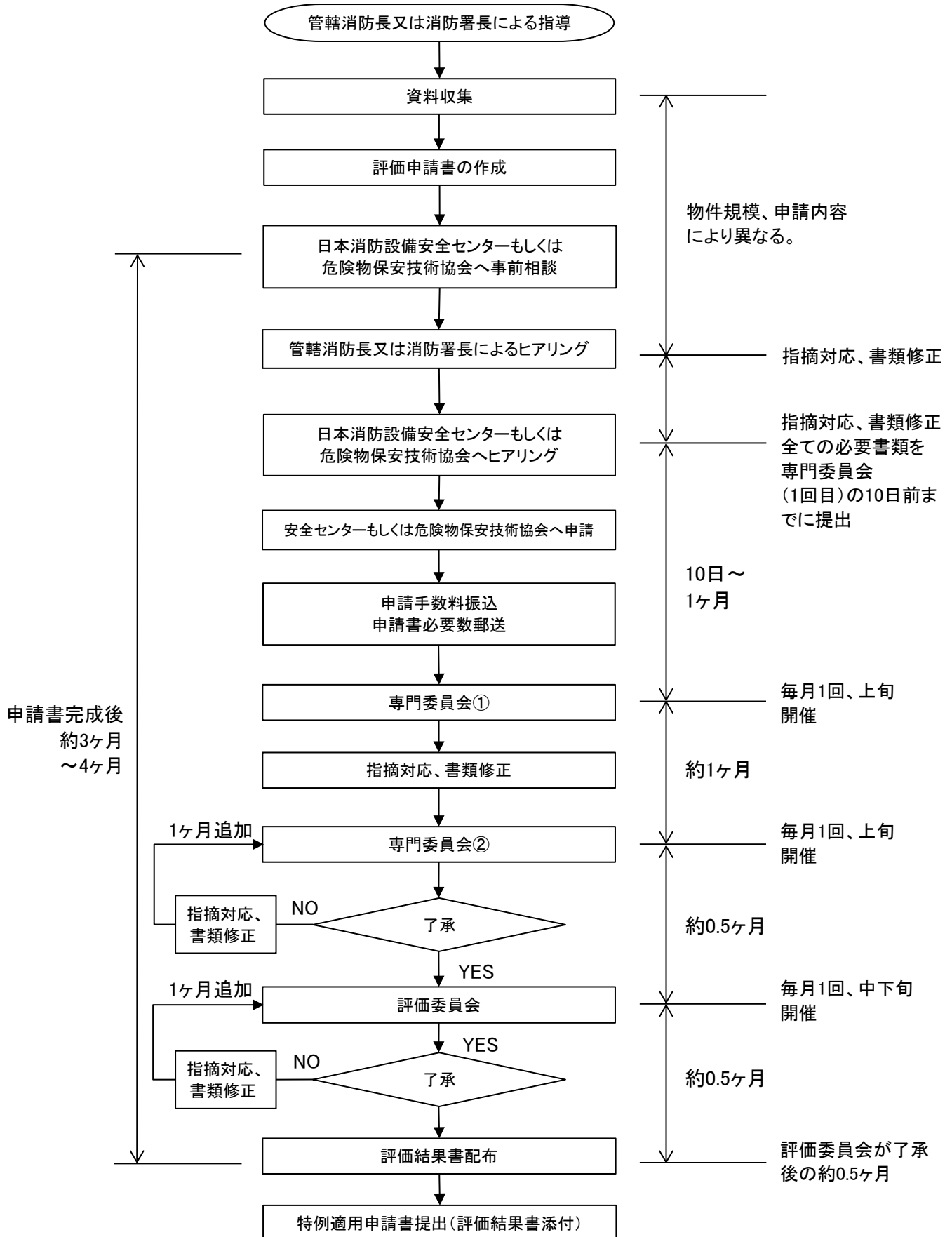


図:ガス系消火設備評価取得フロー(例)

注意事項

- ・ガス系評価申請は、管轄する消防長又は消防署長の指導を受けたのちに申請を行うものです。
- ・申請者(申請代理人)は、情報提供可能な範囲で、事前に申請を予定する物件についてガス系消火設備等評価委員会事務局に情報提供し、以降の審議がスムーズに進行するよう配慮してください。
- ・ヒアリングは、専門委員会開催の10日前～1カ月前までに実施とされていますが、可能な限り前倒しで実施し、余裕ある日程で対応してください。

尚、専門委員会開催の10日前までに必要書類を全て揃える必要があります。

- ・通常は専門委員会を2回、評価委員会を1回で終了となります。
- ・専門委員会です承されない限り評価委員会に進む事は出来ません。
- ・各委員会での指摘事項への対処によって、次回委員会に繰り越しとなるなど、上記より評価取得に要する期間が延びる可能性があります。
- ・委員会の開催日は、年間計画であらかじめ決められているため、申請者都合による日程変更等はできません。余裕を持って評価申請および指摘事項の修正を行なって下さい。

ガス系消火設備等評価に関する規程類の最新版は、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページにて閲覧できます。

- ・ガス系消火設備等評価規程
- ・ガス系消火設備等評価規程運用細則
- ・ガス系消火設備等における評価申請のガイドライン